

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(県民生活・環境部) 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 <u>広域避難者支援係</u> 消費とくらしの安全室 交通安全対策室 文化振興課～男女平等社会推進課 (略) 環境企画課～廃棄物対策課 (略)	(県民生活・環境部) 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 消費とくらしの安全室 交通安全対策室 文化振興課～男女平等社会推進課 (略) <u>震災復興支援課</u> <u>計画調整係 広域支援対策係</u> 環境企画課～廃棄物対策課 (略)
(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>福祉保健総務課</u> (略) 国保・福祉指導課 (略) <u>地域医療政策課</u> <u>医療指導係 魚沼班 県央班 地域医療整備室</u> <u>感染症対策・薬務課</u> <u>感染症対策班 薬務係 薬事指導係</u> 医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略) <u>健康づくり支援課</u> 難病等対策係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係 母子保健係 生活衛生課～子ども家庭課 (略)	(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>福祉保健課</u> (略) 国保・福祉指導課 (略) <u>医務薬事課</u> <u>地域医療班 医療指導係 薬務係 薬事指導係</u> <u>基幹病院整備室</u> <u>魚沼班 県央班</u> 医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略) <u>健康対策課</u> 難病等対策係 <u>感染症対策係</u> 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係 母子保健係 生活衛生課～子ども家庭課 (略)
(産業労働部) 第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。 産業政策課 (略) <u>地域産業振興課</u> <u>金融係 小規模企業支援係 地場産業・日本酒</u>	(産業労働部) 第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。 産業政策課 (略) <u>創業・経営支援課</u> <u>創業・小規模企業支援班 金融係</u>

振興室

創業・イノベーション推進課

次世代産業育成班 創業支援班 新エネルギー資源開発室

産業立地課 (略)

しごと定住促進課

労政企画係 雇用対策係 U・Iターン就業促進班

職業能力開発課

企画・指導班 技能振興係

(農地部)

第6条の9 農地部に次の課、室及び係を置く。

農地管理課

総務係 予算第1係 予算第2係 農用地調整係 総合調整室

農地計画課 (略)

農地建設課

施設管理係 水利係 防災係

農地整備課・農村環境課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課

(1)～(4) (略)

(5) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

(6) 平成16年新潟県中越地震及び平成19年新潟県中越沖地震に関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

文化振興課～男女平等社会推進課 (略)

環境企画課～廃棄物対策課 (略)

産業振興課

新分野育成係 技術振興係 新エネルギー資源開発室

商業・地場産業振興課

商業振興係 地場産業振興室

産業立地課 (略)

しごと定住促進課

労政企画係 雇用対策班 U・Iターン就業促進班

職業能力開発課

企画係 指導係 技能振興係

(農地部)

第6条の9 農地部に次の課、室及び係を置く。

農地管理課

総務係 予算第1係 予算第2係 農地調整係 総合調整室

農地計画課 (略)

農地建設課

用地係 施設管理係 水利係 防災係

農地整備課・農村環境課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

文化振興課～男女平等社会推進課 (略)

震災復興支援課

(1) 平成16年新潟県中越地震による災害の復興の支援に関する事項

(2) 平成19年新潟県中越沖地震による災害の復興の支援に関する事項

(3) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

環境企画課～廃棄物対策課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課

- (1) (略)
(2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (基幹病院事業に関する事項を除く。)

(3)～(15) (略)

国保・福祉指導課 (略)

地域医療政策課

- (1) 地域医療体制の整備に関する事項
(2)・(3) (略)
(4) 生物及び理化学検査の指導及び調整に関する事項
(5) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項
(6) 魚沼基幹病院に関する事項

(7) 県央基幹病院に関する事項

感染症対策・薬務課

- (1) エイズ、結核その他の感染症に関する事項
(2) 薬物の乱用防止に関する事項
(3) 血液の確保に関する事項
(4) 医薬品等の安全確保に関する事項

医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)

健康づくり支援課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

生活衛生課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課

- (1)・(2) (略)
(3) 県内産業の高付加価値化に関する事項 (創業・イノベーション推進課の所管に属する事項を除く。)

(4)～(7) (略)

地域産業振興課

- (1) 中小企業の金融に関する事項
(2) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項
(3) 貸金業に関する事項
(4) 商工団体の育成指導に関する事項
(5) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健課

- (1) (略)
(2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)

(3)～(15) (略)

国保・福祉指導課 (略)

医務薬事課

- (1) 地域医療体制の整備に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)
(2)・(3) (略)
(4) 薬物の乱用防止に関する事項

(5) 血液の確保に関する事項

(6) 生物及び理化学検査の指導及び調整に関する事項

(7) 医薬品等の安全確保に関する事項

基幹病院整備室

- (1) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項
(2) 魚沼基幹病院に関する事項
(3) 県央基幹病院に関する事項

医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)

健康対策課

(1)～(3) (略)

(4) エイズ、結核その他の感染症に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

生活衛生課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課

- (1)・(2) (略)
(3) 県内産業の高付加価値化に関する事項 (産業振興課の所管に属する事項を除く。)

(4)～(7) (略)

創業・経営支援課

- (1) 商工団体の育成指導に関する事項
(2) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項
(3) 起業・創業の推進に関する事項
(4) 中小企業の金融に関する事項
(5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

(6) 商業の振興に関する事項（新産業の創造及び新分野進出企業の振興に関する事項を除く。）

(7) 大規模小売店舗の立地に関する生活環境の審査及び調整に関する事項

(8) 小売商業の調整に関する事項

(9) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する事項

(10) 地場産業の振興に関する事項

(11) 下請中小企業の振興に関する事項

(12) 県産品の販路拡大に関する事項

(13) 醸造試験場に関する事項

創業・イノベーション推進課

(1)～(3) (略)

(4) 工業技術総合研究所に関する事項

(5) 起業・創業の推進に関する事項

(6) 鉱工業資源及び新エネルギーに関する事項

(7) 電力及び電気工事に関する事項

産業立地課～職業能力開発課 (略)

観光局・農林水産部 (略)

農地部

農地管理課

(1)～(5) (略)

(6) 農業農村整備事業の用地取得及び損失補償に関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

農地計画課 (略)

農地建設課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

農地整備課 (略)

(6) 貸金業に関する事項

産業振興課

(1)～(3) (略)

(4) 鉱工業資源及び新エネルギーに関する事項

(5) 電力及び電気工事に関する事項

(6) 工業技術総合研究所に関する事項

(7) 醸造試験場に関する事項

商業・地場産業振興課

(1) 商業の振興に関する事項（新産業の創造及び新分野進出企業の振興に関する事項を除く。）

(2) 大規模小売店舗の立地に関する生活環境の審査及び調整に関する事項

(3) 小売商業の調整に関する事項

(4) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する事項

(5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項（創業・経営支援課の所管に属する事項を除く。）

(6) 地場産業の振興に関する事項

(7) 下請中小企業の振興に関する事項

(8) 県産品の販路拡大に関する事項

産業立地課～職業能力開発課 (略)

観光局・農林水産部 (略)

農地部

農地管理課

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

農地計画課 (略)

農地建設課

(1) 農業農村整備事業の用地取得及び損失補償に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

農地整備課 (略)

農村環境課

(1)～(6) (略)

(7) 棚田地域の振興に関する事項

土木部

監理課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

技術管理課 (略)

用地・土地利用課

(1)・(2) (略)

(3) 土地の収用又は使用に関する事項

(4)～(10) (略)

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課・地域振興課 (略)

県民サービスセンター

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

県税部～地域整備部 (略)

3・4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課・地域振興課 (略)

県民サービスセンター

(1) 海外渡航に関する事項

(2) 県民相談に関する事項

(3) 情報公開に関する事項

(4) 行政資料の閲覧に関する事項

県税部～地域整備部 (略)

農村環境課

(1)～(6) (略)

土木部

監理課

(1)・(2) (略)

(3) 収用委員会、あつせん委員及び仲裁委員に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

技術管理課 (略)

用地・土地利用課

(1)・(2) (略)

(3) 土地の収用又は使用に関する事項（収用委員会、あつせん委員及び仲裁委員に関する事項を除く。）

(4)～(10) (略)

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課・地域振興課 (略)

県民サービスセンター

(1) 海外渡航に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

県税部～地域整備部 (略)

3・4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課・地域振興課 (略)

県民サービスセンター

第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部～地域整備部 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 農業振興地域の整備に関する事項

(3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項

(4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項

(5) 土地改良区に関する事項

(6) 農業基盤整備資金に関する事項

(7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項

(8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項

(10) 農用地等の集団化に関する事項

(11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

第6項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

第4項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 農業振興地域の整備に関する事項

(3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項

(4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項

(5) 土地改良区に関する事項

(6) 農業基盤整備資金に関する事項

(7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項

(8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項

(10) 農用地等の集団化に関する事項

(11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

第6項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務
企画振興課～農村整備課 (略)

地域整備部 (略)

- 10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
総務課・地域振興課 (略)
県民サービスセンター

第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部～地域整備部 (略)

- 11 (略)

- 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部
総務課・地域振興課 (略)
県民サービスセンター

第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部～地域整備部 (略)

- 13～23 (略)

(分掌事務)

第67条 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(分掌事務)

第105条 コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

児童部

(1) 最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項

(2) 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項(児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項に限る。)

成人部

最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項(児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項を除く。)

高齢期更生部～社会復帰部 (略)

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

第8項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務
企画振興課～農村整備課 (略)

地域整備部 (略)

- 10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
総務課・地域振興課 (略)
県民サービスセンター

第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部～地域整備部 (略)

- 11 (略)

- 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部
総務課・地域振興課 (略)
県民サービスセンター

第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部～地域整備部 (略)

- 13～23 (略)

(分掌事務)

第67条 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 県内就職の相談、援助等に関する事項

(分掌事務)

第105条 コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

児童部

最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項

成人部

最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項

高齢期更生部～社会復帰部 (略)

(行財政改革監)

第165条の3 本庁に行財政改革監を置く。

2 行財政改革監は、上司の命を受けて行財政改革の推進に関する重要事項の総合的な調整を行う。

第170条の2 (略)

(広報監)

第170条の3 知事政策局広報広聴課に広報監を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課、しごと定住促進課及び職業能力開発課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)

長岡地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)

上越地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)

(広報監)

第165条の3 知事政策局に広報監を置くことができる。

2 広報監は、部長の命を受けて広報及び広聴に関する事務を処理するとともに部長を補佐して広報及び広聴に関する重要事項の企画及び調整を行う。

第170条の2 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医薬薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、健康対策課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及びしごと定住促進課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)
副部長(労働担当)

(略)

(略)

長岡地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)
副部長(労働担当)

(略)

(略)

上越地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)
副部長(労働担当)

(略)

(略)

<p>(内部組織の長等)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 鳥獣被害対策支援センターに鳥獣被害対策統括調整監を置くことができる。</u></p> <p>9 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、<u>副校長及び鳥獣被害対策統括調整監</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 課長代理、総括所長代理、所長代理及び室長代理</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。</p>	<p>(内部組織の長等)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長<u>及び副校長</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 地域振興局地域整備部の分所に分所長代理を置くことができる。</u></p> <p><u>6 課長代理、総括所長代理、所長代理、室長代理、支所長代理及び分所長代理</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。